

忠岡町個別避難計画作成支援報償費支給要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14第1項に規定する個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）の作成支援に対する報償費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、法及び忠岡町避難行動要支援者支援プランによる。

(支給)

第3条 町長は、法第49条の14第1項に基づき個別避難計画作成するものとする。また、次に掲げる団体（以下「事業者」という。）が作成支援を行った場合に、報償費を支払うものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所及び同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

2 前項各号に掲げる団体が個別避難計画の作成支援を行う場合は、以下の各号に掲げる者がこれを実施するものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所については、介護支援専門員
- (2) 相談支援事業所については、相談支援専門員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの。

3 個別避難計画作成支援を行った際の報償費は、別表第1のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 前条の規定に基づき報償費の支給を受けようとする事業者は、個別避難計画作成支援報償費振込依頼書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添え、計画を作成した日の翌月の末日までに町長に提出するものとする。

2 町長は、提出があった書類の内容を確認し、補正すべき点等があった場合は、事業者にその旨を通知し、再提出を求めるものとする。

(支給の決定)

第5条 町長は、前条の申請に係る書類の審査をし、当該申請に係る報償費を支給すべきものと認めた場合は、報償費の支給を決定（以下「支給決定」という。）し、個別避難計画作成支援報償費支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し、報償費を支給するものとする。

(支給決定の取消)

第6条 町長は、支給決定のあった事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により報償費の支給を受けたとき。
- (3) 暴力団等であるとき。

(報償費の返還)

第7条 町長は、前条第1項の支給決定の取り消しを決定した場合は、その返還を命ずることができる。

(調査及び指導)

第8条 町長は、この要領に定めるもののほか、報償費の支給に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、本事業に関する調査又は事業所に対する指導を行うことができる。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、災害時等の支援に関すること以外の目的で個別避難計画に記載されている情報を利用してはならない。

- 2 事業者は、個別避難計画に記載されている情報について他に漏らしてはならない。なお、その役割を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

対象となる経費	金 額
1. 計画を新規に作成したことに対する 報償費	計画 1 件につき、4, 0 0 0 円
2. 1 で作成した計画について、重要な事 項を更新したことに対する報償費	計画 1 件につき、2, 0 0 0 円

別表第 2（第 4 条関係）

請 求 区 分	添 付 書 類
1. 計画の新規作成	同意確認書・個別避難計画
2. 更新	個別避難計画

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

忠 岡 町 長 様

申 請 者

住 所

団 体 名

代表者名

連 絡 先

個別避難計画作成支援報償費振込依頼書

忠岡町個別避難計画作成支援報償費支給要領第 4 条に基づき、以下のとおり振込み願います。

	避難行動要支援者名	生年月日	作成支援者名	請求区分
1				新規・更新
2				新規・更新
3				新規・更新
4				新規・更新
5				新規・更新

受取口座	金 融 機関名		支店名	
	口座区分	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

※別表第 2（第 4 条関係）に掲げる書類と併せて提出してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

忠 岡 町 長

個別避難計画作成支援報償費支給決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった報償費について、忠岡町個別避難計画作成支援報償費支給要領第 5 条に基づき、以下のとおり支払いを行います。

	避難行動要支援者名	生年月日	作成支援者名	請求区分
1				新規・更新
2				新規・更新
3				新規・更新
4				新規・更新
5				新規・更新
合 計 額			円	